

第1回会津若松市新型コロナウイルス感染症対策総合本部会議の結果等について

企画政策部 企画調整課

1 庁議

(1) 日 時 令和2年4月21日(水) 9:00～

(2) 場 所 會津稽古堂多目的ホール

(3) 出席者 部長会議構成員

(4) 案件及び結果

- ① 会津若松市新型コロナウイルス感染症対策総合本部の設置について（企画調整課）
→ 原案どおり可決（詳細別紙）

2 第1回新型コロナウイルス感染症対策総合本部会議

（第8回会津若松市新型コロナウイルス感染症対策本部会議）

（第2回会津若松市新型コロナウイルス緊急経済対策本部会議）

(1) 日 時 令和2年4月21日(水) 10:00～

(2) 場 所 會津稽古堂多目的ホール

(3) 出席者 拡大部長会議構成員

(4) 案件及び結果

- ① 市主催イベント等の開催に関する基本的方針の見直しについて（健康増進）
→ 原案どおり承認（詳細別紙）
- ② 令和2年度事業実施の考え方について（企画調整課）
→ 原案どおり承認（詳細別紙）
- ③ 市独自の新型コロナウイルス感染症に関する総合コールセンターの設置について（秘書広聴課）
→ 原案どおり承認（詳細別紙）
- ④ 新型コロナウイルス感染症緊急対策の取りまとめと公表について（企画調整課）
→ 原案どおり承認（詳細別紙）

3 その他

- ① 金融支援要請について（商工課）
（詳細別紙）

会津若松市新型コロナウイルス感染症対策総合本部の設置について

企画政策部 企画調整課

(1) 目的

これまで、新型コロナウイルス感染症への対策について、感染症対策と緊急経済対策の2つの本部を設置し、対応してきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化に伴って、本市への影響についても拡大・長期化していくことが想定される。

そのため、これまでの感染症対策と緊急経済対策を一体的に推進することはもとより、庁内各部局の連携により、様々な政策を総動員した総合的な対策を、迅速かつ効率的に推進するために、新たに「会津若松市新型コロナウイルス感染症対策総合本部」を設置する。

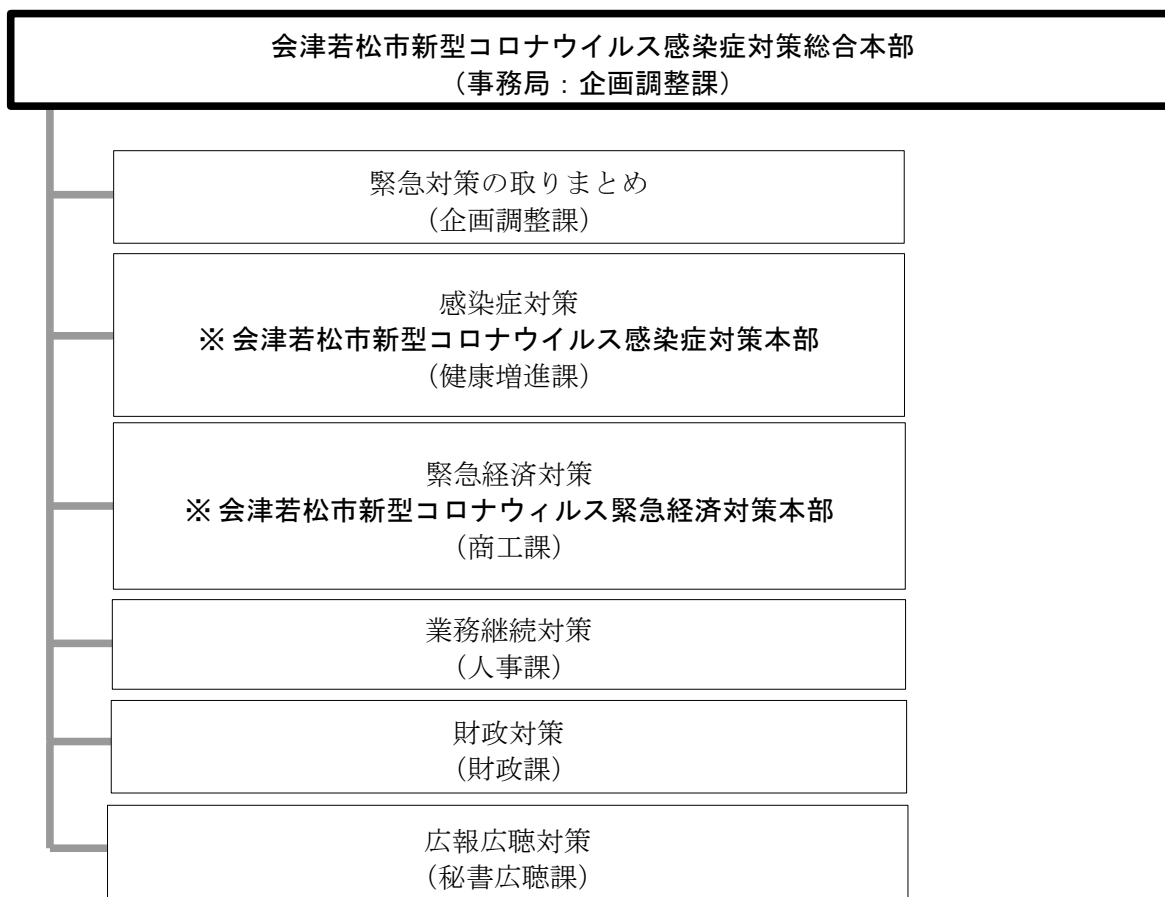
(2) 本部構成

本部長は市長、副本部長は副市長。本部員は拡大部長会議構成員及び会津若松消防署長（別紙参照）。

(3) 所掌事務

- ①緊急対策の取りまとめ【企画調整課】
 - ・令和2年度事業の実施の考え方、緊急対策の考え方や内容の取りまとめに関すること
- ②感染症対策（市新型コロナウイルス感染症対策本部）【健康増進課】
 - ・感染症対策に関すること
- ④緊急経済対策（市新型コロナウイルス緊急経済対策本部）【商工課】
 - ・緊急経済対策に関すること
- ⑤業務継続対策【人事課】
 - ・業務継続体制等に関すること
- ⑥財政対策【財政課】
 - ・補正予算の時期、財源（新規事業、市税の見通し等）等に関すること
- ⑦広報広聴対策【秘書広聴課】
 - ・広報、広聴に関すること

(4) 組織図



会津若松市新型コロナウイルス感染症対策総合本部

【本部員構成】

(令和2年4月21日現在)

◎本部長 市長 室井 照平

○副本部長 副市長 齋藤 勝

【本部員】

上下水道事業管理者 高橋 智之
教育長 寺木 誠伸

【市長部局】

企画政策部長 菅井 隆雄
財務部長 目黒 只法
総務部長 目黒 要一
市民部長 森川 慎一
健康福祉部長 藤森 佐智子
観光商工部長 長谷川 健二郎
農政部長 齋藤 浩
建設部長 小林 英俊
会計管理者 根本 一幸

【教育委員会】

教育部長 山口 城弘

【各行政委員会】

代表監査委員 渡部 啓二
農業委員会事務局長 赤谷 孝二
選挙管理委員会事務局長 渡部 義明
議会事務局長 原 進

【会津若松地方広域市町村圏整備組合】

事務局長 石田 博

【上下水道局】

上下水道局長 新城 達也

【会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部】

会津若松消防署長 杉山 英世

市主催イベント等の開催に関する基本的方針の見直しについて

健康福祉部 健康増進課

令和2年4月16日、国の緊急事態宣言の対象地域拡大に伴い、県知事から法的根拠を持つさらなる外出自粛要請が行われたことに鑑み、本市においてもより一層の感染拡大防止を図る必要があることから、市主催イベント等の開催に関する基本的方針の見直しを行うものとする。

1 見直しの趣旨

- 人との接触を極力避けるため、市主催イベント等は3つの密がそろわなくても、原則中止または延期とする。
- 本方針の期間は、対策本部決定の日から緊急事態宣言の終期である5月6日までとする。
- ただし、国県の方針や感染状況等を踏まえ、随時見直しを行うこととする。

2 見直しの内容

令和2年4月22日から令和2年5月6日までの市主催イベント等の開催に関する方針は、以下のとおりとする。なお、この方針は、当該期間中であっても国・県の方針、感染症の発生動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

- (1) 市が主催するイベント等については、開催の必要性を再検討し、原則中止または延期とする。
- (2) 開催せざるを得ないイベント等については、参加者を極力限定するなどの対策を講じた上で、参加者の注意を行い、以下の感染症対策を徹底して開催することができる。
(感染症対策)
 - ・「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を避ける。
 - ・参加者の体調確認を行い、風邪症状の方にはイベント等への不参加を要請する。
 - ・このほか、咳エチケットの実施、アルコール消毒薬の設置等、可能な限りの感染及び感染拡大防止対策の実施

【参考】現行基本方針（令和2年4月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

令和2年4月9日以降の市主催イベント等の開催に関する方針は、当面の間、以下のとおりとする。なお、この方針は、国・県の方針、感染症の発生動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

- (1) 不特定多数の参加者による全国的な大規模イベント等または屋内で50人以上が集まる不要不急なイベント等については、原則中止または延期とする。
- (2) 上記以外のイベント等については、次の3つの条件がそろった場所での開催は原則中止または延期とする。
 - ①換気が悪い密閉空間であること
 - ②人が密集（手が届く程度の距離）していること
 - ③近距離での会話や発声があること
- (3) イベント等を開催する場合は、(2)の①～③の条件を避けるよう、できる限りの配慮を行うとともに、参加者、スタッフ等への手洗い、咳エチケットの推奨、アルコール消毒薬の設置、体調管理及び風邪症状の方の不参加依頼等、感染及び感染拡大防止の対策を徹底する。

令和2年度事業実施の考え方について

企画政策部 企画調整課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市の事業等に様々な影響が生じている中、市としては、市民等の命を守ることが最優先となるものの、行政サービスの維持・継続や地域経済への影響、予算の効率的な執行や職員の事務負担軽減等についても考慮していかなければならない。

そのため、令和2年度の事業については、各部局において、市民及び関係者等の意見を聞きながら、必要に応じ二役協議等の手順を踏んだ上で、以下の考え方に基づき、事業の実施、中止等の判断を行うこととする。

なお、本市にとって重要な事業については、特に慎重に判断していくこととし、また、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、この考え方についても見直し等を行っていく。

【令和2年度事業実施の考え方】

- 1 事業の中止、延期、実施については、「市主催イベント等の開催に関する基本的方針」等に基づき判断することとする。
- 2 中止等が見込まれる事業についても、安易に中止することなく、同様の事業効果が期待できる代替手法を検討すること。
- 3 上記1、2の検討を経て、止むを得ず中止等を行う事業についても、大きな予算執行や事務負担が生じる直前まで、状況を見極めた上で、中止等を判断すること。

市独自の新型コロナウイルス感染症に関する総合コールセンターの設置について

企画政策部 秘書広聴課

1 目 的

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供については、これまで、各担当部局における窓口や電話での問い合わせへの対応をはじめ、市ホームページ及び会津若松プラスにおける情報の一元化や、市政だより、ラジオ広報、さらには、SNSを活用したタイムリーな情報発信などにより、感染症拡大の状況にあわせ、順次、取組を進めており、今後、市政だより5月号での特集記事などを予定している。

しかし、新型コロナウイルス感染症が拡大・長期化し続けていることに伴い、市民生活や事業継続、雇用維持など多方面において、影響が拡大・長期化しており、市民の皆様や事業者の方々の不安も日々大きくなっている。

また、国が示した新型コロナウイルス感染症臨時経済対策への対応をはじめ、市の財源を活用した独自の緊急経済対策の実施など、様々な政策を総動員した総合的な対策を予定しており、これらに係る情報提供についても、今後、必要となっていく。

そのため、本市独自の新型コロナウイルス感染症に関する総合コールセンターを設置することで、インターネットの利用が困難な高齢者を含め、すべての市民の皆様や事業者の方に対して、総合的な情報を一元化して提供し、不安の解消と市の取組の広報に努めていく。

また、あわせて、市民の皆様や事業者の方々からの問い合わせや意見、要望等を伺うことで、今後の情報提供のあり方や新型コロナウイルス感染症緊急対策の取組等へと反映していく。

2 総合コールセンターの概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務概要 | コールセンター機能
問い合わせ等のデータベース化 |
| (2) 業務範囲 | 本市の新型コロナウイルス感染症対策に関するすべての業務
※今後追加していく緊急対策等についても対応・連携していく |
| (3) 設置期間 | 大型連休後のできる限り早い時期から令和2年9月末まで
※感染症拡大の状況に応じて適宜延長していく |
| (4) 財 源 | 予備費
※国の財源についても活用を検討していく |
| (5) 受 託 者 | 緊急の必要により競争入札に付することができないため、随意契約により選定する予定 |

新型コロナウイルス感染症緊急対策の取りまとめと公表について

企画政策部 企画調整課

1 名 称

「(仮称)市民生活を守り、地域活力を再生していく取組
～会津若松市新型コロナウイルス感染症緊急対策～」

2 目 的

本市の新型コロナウイルス感染症対策については、まずは感染症拡大の防止に取り組むことが必要であるものの、新型コロナウイルス感染症が拡大し、長期化が見込まれる状況の中にあっては、緊急経済対策をはじめ、様々な政策を総動員した総合的な対策についても、同時に示していく必要がある。

そのため、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む市の基本的認識や、市民生活を守り、地域活力を再生していく取組について、本市の新型コロナウイルス感染症対策緊急対策として、順次、取りまとめ、示していく。

3 公 表

5月 第一弾の公表

※ 以降、新たな緊急対策の補正予算等のタイミングで、順次更新し、公表していく。

4 最終的な構成イメージ(素案)

【基本的認識】 ①市の基本的認識と令和2年度事業実施の基本的な考え方

【市民生活を守る】 ②感染拡大防止への取組

(例) 感染予防、感染拡大防止対策、啓発等の情報発信、外出自粛等の要請、医療提供体制の支援、オンライン診療等の推進、総合コールセンターの設置等

③暮らし・雇用・事業者を守る取組

(例) 生活維持支援のための給付金、地元企業の事業継続を支える取組、上下水道料金の支払猶予、市税の支払猶予、公的融資の据置期間延長、地域雇用の維持、地産地消の推進等

【地域活力の再生へ】 ④収束後の地域経済活動の回復

(例) 観光需要喚起事業、プレミアム商品券、ふるさと納税を活用した官民連携事業、農産物地域ブランドの発信等

⑤経済構造の構築

(例) テレワーク環境整備、ICT環境整備(教育)、スマートアグリ等のスマートシティ事業の推進等

金融支援要請について

観光商工部 商工課

会津若松市金融団および福島県信用保証協会に対する、新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた地域企業に対する金融支援要請についての概要

○実施内容 要請書の提出と事業者支援に関する懇談

○日 時 令和2年4月24日（金）午後1時30分から

要請先 会津若松市金融団幹事長

株式会社東邦銀行会津支店 支店長 安藤 利之 様

（場所：東邦銀行会津支店）

○日 時 令和2年4月24日（金）午後2時15分から

要請先 福島県信用保証協会津若松支店 支店長 安瀬 耐子 様

（場所：福島県信用保証協会津若松支店）

○要請者 会津若松市長 室井 照平